

平成29年第12回  
志木市農業委員会総会議事録

平成29年12月25日

志木市農業委員会

平成29年第12回志木市農業委員会総会日程

平成29年12月25日（金）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
  - (1) 議案第20号 農地法3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第21号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
  - (3) 議案第22号 志木市都市精算緑地地区の変更について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
  - (1) 報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
  - (2) 報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
  - (1) 次回総会の日程について
  - (2) その他
- 第6 閉会

## 《議事録平成29年第12回》

### 志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月25日(金)午後1時48分から午後2時57分

2. 開催場所 志木市役所 4階 全員協議会室

3. 出席委員(12人)

会 長	13番	田中 満男
職務代理	3番	金子 幸一
委 員	1番	矢部 幸雄
	2番	大島 廣明
	4番	山中 榮太郎
	5番	市之瀬 滋
	6番	鈴木 重光
	7番	小山 武英
	9番	綱島 稔
	10番	清水 和雄
	11番	志村 晃
	12番	内田 祐治

4. 欠席委員(1人) 8番 抜井 和彦

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第20号 農地法3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第21号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (3) 議案第22号 志木市都市精算緑地地区の変更について

第4 諸報告(農業委員会会長専決規定含む)

- (1) 報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- (2) 報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

- (1) 次回総会の日程について
- (2) その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 八木 征利  
書記 小山 貴行

### ○事務局

定刻となりましたので、平成29年第12回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13人中12人ですので、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

### ○田中会長

それでは、あらためまして平成29年第12回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

#### 【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

### ○田中会長

ご異議なしと認め、9番 綱島 稔委員、10番 清水和雄委員にお願いいたします。

併せて、書記として農業委員会事務局書記の小山主任を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。

事務局、朗読をお願いいたします。

### ○事務局

議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について朗読します(受付番号1番について朗読)。

以上です。

### ○田中会長

議案第20号受付番号1番について、事務局から説明を求めます。

### ○事務局

本案件は、農地法第3条の規定による許可申請でございますが、農地を農地のまま耕作をする目的で権利の設定や移転を行うにあたり、農業委員会の許可が必要になるものです。農地法第3条は、市町村の農業委員会が許可権者となりますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

今回の案件につきましては、お孫さんが生前贈与により、所有する農地の所有権を移転する申請となっております。

本案件について、許可要件と照らし合わせていきますと、第一に、全部効率利用要件、譲受人または世帯員が、所有しているすべての農地を、効率的に利用しているかどうかという要件でございますが、譲受人が譲り渡し人のお孫さん、さらには同居しているということから、同一世帯と考えることとなりますので、■■■家が所有しているすべての農地を、効率的に利用しているかどうかということになりますけれども、志村委員にご同行いただきまして、市内に所有されているすべての農地を調査いたしました。違反転用地、不耕作地はありませんでした。

また、■■■市にも■筆の農地を所有されておりますけれども、■■■市農業委員会に確認したところ、すべての農地が、違反転用地、不耕作地ではないとのことでございますので、第一要件は満たされていることとなります。

また、農機具の保有状況につきましては、耕運機2台、草刈り機1台、噴霧器2台を保有しておりますが、稲作に必要なコンバイン、田植え機、粃摺り機などは、■■■市の親類に借りているとのことでございます。

労働力および農業技術の状況につきましては、譲り渡し人である■■■■氏が、年間従事日数20日で農業従事歴80年、その子■■氏が年間従事日数150日で農業従事歴40年、その妻■■氏が年間従事日数150日で農業従事歴36年、今回の譲受人である■■氏が、単身赴任先から戻ってきてから11月末までの日数ですけれども、従事日数52日、その妻■■氏が年間従事日数70日で農業従事歴5年という形で農業に従事されておまして、労働力、農業技術の面についても、問題ないものと考えられます。

第二の、農作業常時従事要件、譲受人または世帯員が農作業に常時従事、年間150日以上従事しているかという要件ですけれども、こたかも、世帯員で150日の従事者が2名ということですので、第二要件も満たしているものと考えられます。

農林水産省の「農地法関係事務にかかる処理時期基準について」によりますと、当該農作業に要する日数が、年間150日未満である場合であっても、その世帯員が当該農地の農作業に従事していれば、農作業に常時従事すると認めるものとするとなっておりますので、作付計画の従事要件で、当該農地を十分管理できると認められることとなります。

また、当該農地は、季節に応じた野菜を栽培する予定となっており、全てが自家消費分ということでございますが、こちかも、農林水産省の「農地法関係事務にかかる処理時期基準について」によりますと、耕作とは、耕作が反復、継続的に行われることを言い、必ずしも、営利を目的とすることを要しないとありますので、こちかも問題がないと考えます。

第三の下限面積要件、申請農地を含め耕作する農地の合計面積が下限面積、50アール、5,000㎡以上であるという要件ですが、こちかも、譲受人が譲り渡し人のお孫さん、さらには同居している点から、同一世帯と考えることとなりますので、■■■家が所有しているすべての農地で判断ということとなりますが、この場合の合計面積は5,189㎡、およそ52アール

ルとなりますので、こちらにも要件を満たしていると考えられます。

また第四の、地域との調和要件、申請農地の周辺利用に影響を与えないという要件についてですが、こちらにも周辺を住宅地に囲まれ、また季節の野菜を栽培する、してきたとお聞きしており、周辺農地の営農に支障が生じるような問題は起こらないものと考えられ、第四要件も満たしているものとなります。

また通作距離につきましても、申請地が自宅の隣接地であることから、問題ないものと考えます。

これらの点を踏まえまして、農地法第三条の許可要件を満たしているものと判断できると考えます。

以上です。

○田中会長

議案第20号受付番号1番について、志村晃委員の説明、報告を求めます。

○11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第20号受付番号1番について、説明、報告を行います。本案件は、譲受人である■■■■氏が譲り渡し人■■■■氏の生前贈与により、農地の所有権を移転したいという申請となっており、譲受人■■■■氏は、譲り渡し人■■■■氏のお孫さんであります。

事務局と同行して現地を確認したところ、ネギ、白菜、大根等の冬野菜が栽培されておりました。適正に管理されており、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第20号受付番号1番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等が無いようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第20号受付番号1番は、可決されました。

続きまして、議案第21号『引き続き農業経営を行っている旨の証明について』上程いたします。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

議案第 2 1 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します（受付番号 3 2 番、3 3 番について朗読）。

以上です。

○田中会長

議案第 2 1 号受付番号 3 2 番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 3 2 項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3 年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

申請人及び農地の状況につきましては、清水和雄委員にご同行いただいで確認してまいりました。

この後、清水委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

議案第 2 1 号受付番号 3 2 番について、清水和雄委員の説明、報告を求めます。

○1 0 番 清水委員

会長の指名がありましたので、議案第 2 1 号受付番号 3 2 番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■■他■筆については、現在耕耘後でしたが、水稻が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第 2 1 号受付番号 3 2 番について質疑のある方の挙手を求めます。

（なしとの声あり）

○田中会長

質問、意見等が無いようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第21号受付番号32番は、可決されました。

続きまして、議案第21号受付番号33番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件につきましても、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

申請人及び農地の状況につきましては、矢部幸雄委員にご同行いただいて確認してまいりました。

この後、矢部委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

議案第21号受付番号33番について、矢部幸雄委員の説明、報告を求めます。

○1番 矢部委員

会長の指名がありましたので、議案第21号受付番号33番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■■については、白菜、小松菜、ニンジン等が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第21号受付番号33番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)



○田中会長

質問、意見等が無いようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第21号受付番号33番は、可決されました。

続きまして議案第22号『志木市都市計画生産緑地地区の変更』について上程いたします。事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除による都市計画生産緑地地区の変更につきまして、都市計画課より1月23日に協議の依頼があったものでございます。詳細は、○ページをご確認いただければと存じますが、相続等により、買取申し出が行われ、行為制限が解除されたもの、また都市計画道路志木朝霞線の整備に伴い、道路用地の買収等によりまして、変更するものでございます。

第53号生産緑地地区、面積約0.13haのうち約0.13haを廃止し、面積約0.00haに変更。

第62号生産緑地地区、面積約0.47haのうち約0.36haを廃止し、面積約0.11haに変更。

第90号生産緑地地区、面積約0.07haのうち約0.07haを廃止し、面積約0.00haに変更。

第93号生産緑地地区、面積約0.31haのうち約0.15haを廃止し、面積約0.16haに変更。

第96号生産緑地地区、面積約0.33haのうち約0.11haを廃止し、面積約0.22haに変更。

第98号生産緑地地区、面積約0.14haのうち約0.14haを廃止し、面積約0.00haに変更。

第133号生産緑地地区、面積約0.97haのうち約0.17haを廃止し、面積約0.80haに変更。

第135号生産緑地地区、面積約0.16haのうち約0.05haを廃止し、面積約0.11haに変更。

第36-1号生産緑地地区、面積約0.13haのうち約0.10haを廃止し、面積約0.03haに変更。

第158号生産緑地地区、面積約0.07haのうち約0.07haを廃止し、面積約0.0

0 h a に変更。

第159号生産緑地地区、面積約0.08 h a のうち約0.08 h a を廃止し、面積約0.00 h a に変更。

第7号生産緑地地区、面積約0.32 h a のうち約0.08 h a を廃止し、面積約0.24 h a に変更。

第103号生産緑地地区、面積約1.30 h a のうち約0.70 h a を廃止し、面積約0.60 h a に変更。

第157号生産緑地地区、面積約0.31 h a のうち約0.01 h a を廃止し、面積約0.30 h a に変更。

以上でございます。

○田中会長

議案第22号について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、志木市都市計画生産緑地地区の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

賛成多数ですので、議案第22号は、可決されました。

日程第4の報告事項に入ります。

(1) 報告第27号『農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

(2) 報告第28号『農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について』

事務局、朗読をお願いいたします。

(議長の指名により事務局朗読)

(議長の指名により各担当地区委員から報告第27号受付番号21～22番、報告第28号受付番号30番について、すべて現地確認済みであり周囲への影響もなしとの報告)

○田中会長

ただいまの報告第27号・28号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等 なし)

○田中会長

質問等が無いようです。こちらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。次に協議事項に入らせていただきます。

(1) 『次回総会日程について』ですが、1月24日(水)ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中会長

それでは1月24日(水)ということによろしくお願いいたします。

続きまして、(2) 『その他』ということ何かありましたらどうぞ。

(委員より、本年度志木市が幹事市となっている朝霞地区農業委員会連絡協議会で、例年、年1回朝霞地区四市の農業委員を対象とした研修会を開催しているが、本年度の開催予定について質問があり、本年度は、2月14日(水)に「いろは遊学館ホール」にて開催予定であることを説明し了解を得た)

○事務局より

- ・新年会の日程については、1月24日(水)午後6時前後を予定(農業委員会総会を午後4時30分から開催し終了後に実施するため)。欠席の連絡は1月19日までに事務局まで。
- ・埼玉県より、農薬の適正使用について注意喚起の通達あり。

○田中会長

以上をもちまして、平成29年第12回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成29年12月25日

志木市農業委員会議長 田中 満男

9 番委員 綱島 稔

10 番委員 清水 和雄